

21 世紀の
看護系大学・大学院教育
の方向性
(声明)



日本看護系大学協議会

2007 年 3 月

目 次

第1章	この声明の趣旨	1
第2章	1999年以降の看護学教育に 関係する諸動向	2
第3章	1999年声明に追加・ 変更する必要がある考え方	6
第4章	この声明の最後に当たって	12

第1章 この声明の趣旨

日本看護系大学協議会は、最近の看護を取り巻く諸動向を受け、1999年に発した声明を吟味し、強化・修正すべき点などを検討し、看護学教育を豊かで実りあるものにするための考え方を提示する必要性を認識している。本協議会は、2006年6月に短文の見解を発したが、さらに状況を総合的に検討して方向性を示す必要があると判断し、この声明を発するものである。

第2章 1999年以降の看護学教育に関する諸動向

1. 大学設置をめぐる諸動向

現在、日本における看護系大学の数は年に10校以上が新たに誕生しており、その増加の勢いは1999年当時の想定を超えている。その背景には、大学全入時代をにらんだ学校経営的な動機も絡んでいると思われ、看護系大学においても学生獲得競争時代に突入している。各大学とも自らの独自性を重視するとともに、教育の質の担保につながる教育基盤形成への努力が一層重要になってきている。さらに、それを促進する要因として規制緩和の考え方が大学設置にも影響し、比較的自由的な構想で大学が設置される時代を迎えている。

一方で、看護系大学では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、指定規則)を適用したカリキュラム編成をしている。大学設置をめぐる今日の状況下で、看護の学士課程教育にも多様な観点からの教育目標・教育内容の提案が予想されることに鑑み、指定規則適用との関係をどのように考えるかが突きつけられている。

2. 看護系大学の教育の基準作成の動向

日本看護系大学協議会では、継続的に看護学教育の点検や見直しを行ってきた。文部科学省が報告した「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」(2002年3月)、「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」(2004年3月)にもそれらは取り入れられており、この報告を基に各大学ではカリキュラム改革が進行している。看護系大学を中心とした教育改善の動きは、専門学校・専修学校を含めた看護教育界全体へ波及している。一部には、指定規則に示された看護師基礎教育年限を延長して教育内容を増やすことによって教育の質を高めようという動きもある。

なお、2002年には大学基準協会から「21世紀の看護学教育」が発行され、学士課程に関する基準と大学院課程に関する基準が改定された。

3. 大学の教育の質確保に向けた動向

大学の教育の質保証の方法として自己点検評価、及び2004年の国立大学法人誕生を機に義務付けられた機関別認証評価がある。日本看護系大学協議会では看護学教育独自の評価内容・方法について検討してきており、現在は独自の認証評価機関や評価を実現するための仕組みの検討を行っている。

4. 保健医療福祉をめぐる諸動向

(1)保健医療福祉体制に関する動向

日本では、医療制度の変革が進められており、病院の機能分化・在院日数の短縮・在宅ケアの推進が打ち出され、また高度専門医療の進展およびその対極にある終末期医療の発展による医療の目的・内容の幅の広がりが生じている。これらの医療制度の変革は、高齢者の増加等によって再編されてきた保健や福祉のあり方とも呼応し、保健福祉の一体的な提供や、行政のマネジメントのもとでの民間サービスの参入を加速している。また、ヘルスプロモーションの実現に向けては、人々の存在する多様な場（地域、産業、学校等）における活動相互の連携・協働を強く求める時代となっている。

(2)医療人確保をめぐる動向

近年、医師の偏在が表面化している。すなわち、産科医、小児科医、麻酔科医等の不足に象徴されるような専門領域上の偏在、都会への医師の集中などに見られる地域的偏在などである。これらに関連し、助産師活用機運の高まりと同時に助産師確保困難が社会問題化している。一方で、看護職員確保については、新人看護師の離職防止、定着促進等が課題とされている。

(3)保健医療福祉をめぐる諸動向の看護系大学・大学院教育への影響

高度化・専門分化した領域の看護実践を担うべく行っている看護系大学院における専門看護師養成の一層の拡充をすすめることや、医師の偏在に対応できる看護職養成の可能性を検討する時機が到来したと思われる。また、新人看護師の早期離職防止対策や、活動の場の変革が生じている保健師教育、需要の高まった助産師教育において、学士課程教育の見直し及び看護系大学の役割の再確認の必要性が生じている。

第3章 1999年声明に追加・変更する 必要のある考え方

1. 看護系大学教育カリキュラムへの指定規則の適用除外と新たな教育基準の作成

自己点検評価に加えて機関別認証評価が行われる今日、144校に達した看護系大学の教育は、総体的にみてすでに他の学問領域と同様の学士課程の教育としての見識が育ち、自己成長する潜在的な力が備わってきたと考えられる。指定規則と対照してカリキュラムを作ることを余儀なくされたこれまでの体制から脱し、内発的で創造的な教育カリキュラム作りが保証されるような体制へ切り替えることが必要であると考ええる。そのためには、現行を変更し、看護系大学を指定規則の適用除外とすることを求め、看護系大学の卒業をもってして国家試験受験資格を付与するように求める。それと同時に、2章の2で述べた看護系大学の教育基準作成をさらに発展・刷新し、指定規則の適用除外の実現時には整っているべき教育基準の作成と評価システムの構築につなげるよう、検討する。

2. 新人研修の必要性と看護系大学による新卒者支援の必要性

新卒者は、看護職資格を付与される以前の学習では不十分な身体侵襲のある看護技術や、実践現場でこそ磨かれる対人援助関係形成技術など、未熟な技術を内包して看護実践のスタートラインにつく。日本看護系大学協議会は、新人看護職の定着やその後の専門職としての発展に向けた一定の研修の必要性を対外的に訴えるとともに、それが十分には整っていない現状では、保健医療福祉施設が行う個別の新卒者研修の支援、地域を基盤とした看護系大学グループで行う新人研修等の仕組みづくりなどを積極的に行う。

3. 臨地実習教育のあり方

看護師の需要はもとより、前述した助産師の需要増に加え、保健師の需要も潜在的に高まっている。看護系大学が、そのような社会的ニーズを満たし、かつ自己成長するに足るだけの実践能力を備えた看護職を順調に輩出するため、教育の重要な局面である実習教育を再考する。

(1) 看護職への社会的ニーズと学士課程における実習のあり方

保健師を求める場は行政機関以外にも広がり多様化している。一方で、保健師国家試験受験要件に相当する実習教育は、主として行政保健師に備わるべき実践能力と不可分の考え方で行われてきた。このことが行政保健機関の実習負担を過大にしていることに鑑み、今後は、学士課程では保健師の活動の場の広がりを一層拡大する方向性をもって教育に当たること、その上で、日本が発展させてきた保健師固有の高度実践能力を追求することが必要であることを1999年声明に追加する。

出産数の減少や、学生の役割モデルとなりうる自律した助産師活動の確立途上という現状は、看護系大学における助産師輩出の質・量の増加を妨げている。確実な生命の誕生を支援する助産師の役割にかなう実践能力は、当面は免許取得後の研修と組み合わせることによって効果的に実

実践能力到達度が高まると考えられ、学士課程においては、新人研修を受けるに足る実践能力育成を目指すことが適当と考えられる。

(2) 臨地実習の重要性と実施体制上の課題の解決

臨地実習の成果を高めるには、確実な実習前後学習、教員の教育能力向上に加えて実習施設との関係の持ち方に留意する必要がある。すなわち、学生の到達目標や到達度評価の共有などの施設側との一体的な実習展開、さらに単に実習協力を求めるのではなく、常時、実習施設のサービス改善をともに解決することや、看護学の実践研究活動を施設と共同で取り組むという関係にすることが重要である。

4. 高度専門職業人としての看護職育成の促進と裁量権を含む役割拡大の検討

1999年声明にある「看護系大学院では、高度な能力をもち実践現場をリードする機能を果たす卓越した看護実践家である専門看護師、看護管理者、看護行政担当者などになるべき人材を育成する」という記述に従って、本協議会では10分野の専門看護師教育課程の認定を10年間おこなってきた。しかし、高度看護管理者の教育課程認定は行ってこなかった。本声明ではさらに専門看護師の裁量権を含む役割拡大を視野に入れ、高度看護管理者とともに高度実践看護師制度の確立を求めて検討することを追加する。そのための専門職大学院および看護系大学院における高度専門職業人の育成をさらに発展できる環境整備を急ぐ必要性のあることを強調する。

現在は、医師の偏在や不在が人々の健康不安を呼び起こす時代となっている。専門看護師のような高度な実践力を備えた看護職は、自律した判断能力を潜在的に身につけ、的確な相談や支援が行えるにもかかわらず、医療現場の中で職責の拡大は図られてこなかった。今や看護職が従来の職責範囲を見直して拡大することを検討できる時代を迎えている。

保健医療システム全体の中での看護職のキャリア発展を明確にし、職責拡大に向けた看護職の意識の発展的な改

革、見合った実践能力とは何か、医療制度の中で役割・地位や裁量権の拡大の実現方略等について、検討する必要がある。

第4章 この声明の最後に当たって

看護系大学では、看護専門職能を養成するカリキュラム作成にあたって指定規則を適用してきたが、それによる看護系大学教育の画一化、創造的なカリキュラム開発の阻害といった面があったことも否めない。自由な発想のもとでの学士課程にふさわしい看護人材養成が、予想を超える看護学の発展、看護実践の改善をもたらす可能性を自ら狭めているともいえる。

指定規則がより自由度を狭める方向性の変更を目指すなら、学士課程教育には一層適合しなくなる。看護系大学協議会ではそれに変わるより自由度の高い教育基準をなるべく早く見出して提案し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の適用除外となることを早急に求めて、学士課程の教育の質改善を考えていく必要がある。

看護職は人の生命の安全や、人の心の安寧に関与する職業を担い、失敗や間違いは許されない職種であるから、今後の社会的状況によっては学士課程の教育年限延長を検討することも考えられうる。今後に向けて、臨地実習に進む前の看護系大学共用試験制度や卒業試験制度などを開発することも視野におき、教育の自由度拡大と教育の質保証の両立を図る必要がある。